

事 務 連 絡  
平成27年12月15日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿  
各都道府県老人福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局  
介護保険計画課  
高齢者支援課  
振 興 課  
老人保健課

#### 介護保険分野等における番号制度の導入について（依頼）

日頃より、介護保険制度及び老人福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年10月以降、個人番号の指定・通知が始まり、来年1月から個人番号の利用や希望者に対する個人番号カードの交付が開始されます。

番号制度導入に向けた準備については、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等で着実に準備を進めていただくよう依頼させていただいているところですが、今般、番号制度導入に向けた準備を行うに当たり必要となる事項を別紙にまとめました。

各都道府県・保険者及び措置実施者におかれましては、これを参考に着実な準備を更に進めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨を管内保険者及び措置実施者に周知していただくとともに、管内保険者及び措置実施者における番号制度導入に向けた準備が円滑に実施されるよう、準備状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。併せて、保険者と国保連合会間の個人番号の受け渡しに伴う「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」の変更にかかる新旧対照表（別添4）を添付していますので、保険者におけるシステム対応の参考としてください。（変更後の同資料は近日、WAMNETに掲載する予定です。）

また、平成27年12月15日付けで介護事業者向け事務連絡も発出したことを申し添えます。

## 介護保険関係業務への個人番号制度導入について

### 1. 個人番号の目的

社会保障・税番号制度は、住民票を有する全ての人に重複することのない一意の番号を漏れなく付番するとともに、個人情報保護に配慮しつつ社会保障・税等の行政分野において情報連携を行う仕組みを築くことにより、国民にとっての利便性、行政事務の効率性・正確性、負担と給付の公平性の確保を目的とするものである。

### 2. 個人番号導入スケジュール等

個人番号導入スケジュール及び介護保険分野における番号制度導入のスケジュールは、以下の通り予定している。

	番号制度全体のスケジュール	介護保険分野でのスケジュール
平成27年	27年 10月 ・住民への個人番号の通知の開始 (施設入所者等で、居所登録を行っている方については、登録先に番号通知カードが届く。)	～27年10月 ・平成29年7月より情報連携を希望する独自利用事務(社福軽減など)の事前登録※ ～27年12月 ・住民や関係者への周知 ・業務マニュアルの見直し ・帳票・様式の改正 ・介護保険関係事務についても特定個人情報保護評価を公表
	～27年10月 ・平成29年7月より情報連携を希望する独自利用事務の事前登録※	
	～27年12月 ・特定個人情報保護評価の公表	
平成28年	28年 1月 ・個人番号の利用開始 ・個人番号カードの交付開始 (個人の申請により市町村が交付)	28年 1月 ・介護保険制度の各種申請に個人番号を記入開始 ～28年3月 ・平成29年7月より情報連携を希望する独自利用事務(社福軽減など)について条例制定(予定)※ 28年3月～ ・平成29年7月より情報連携を希望する独自利用事務について特定個人情報保護委員会に届出(予定)※
	～28年3月 ・平成29年7月より情報連携を希望する独自利用事務について条例制定(予定)※	
	28年3月～ ・平成29年7月より情報連携を希望する独自利用事務について特定個人情報保護委員会に届出(予定)※	
平成28年	29年 1月 ・国の機関間での情報連携開始	29年 7月 ・地方公共団体・医療保険者等との情報連携も開始
平成29年	29年 7月 ・地方公共団体・医療保険者等との情報連携も開始	

※ 独自利用事務で情報連携を利用する場合のスケジュールについては、特定個人情報保護委員会からの情報を随時確認すること。

・上記のスケジュールについては、現時点で予定されているものであることに留意。

### 3. 個人番号導入に当たり必要となる準備

(1) 個人番号の通知の開始及び個人番号カードの交付開始（平成 27 年 10 月～平成 28 年 1 月）

平成 27 年 10 月から個人番号の通知が開始されるとともに、平成 28 年 1 月から個人番号の利用が開始され、この際に住民から番号制度についての問合せが想定されることから、窓口担当者を含め番号関係業務に関わる職員は、制度の趣旨、目的を住民に説明できるよう、番号制度への理解を深め、住民への周知を徹底するとともに、民生委員や地域包括支援センター等の関係者への周知にも努めること。

今後個人番号を用いた情報連携が一層拡大し、利便性が向上する可能性が高いこと、申請書等に個人番号を記載することが各制度における法的な義務であることに鑑み、各種申請書等について、原則として個人番号を記載していただくこととしている。また、申請等の際、個人番号が記載されていないことをもって一律に受理を拒否することがないことについても説明するなど、丁寧な対応をお願いしたい。（申請受付時の配慮などの詳細は 6. を参照すること。）

なお、理解、周知にあたっては、内閣官房のマイナンバーホームページの資料なども活用すること。

（内閣官房マイナンバーホームページ）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

(2) 個人番号の利用（平成 28 年 1 月）

平成 28 年 1 月には、個人番号利用が始まることから、各保険者は以下の準備を平成 28 年 1 月までに行う必要がある。

- ①個人番号利用事務の洗い出しと業務マニュアルの見直し（4.（1）及び（2）参照）
- ②介護保険制度関連手続に係る帳票や手続様式に個人番号の記入欄を設けること（4.（3）参照）
- ③番号法第 9 条第 2 項に基づく条例の改正（7.（1）参照）
- ④特定個人情報保護評価（8. 参照）

(3) 地方公共団体・医療保険者等との情報連携開始（平成 29 年 7 月予定）

平成 29 年 7 月には、情報提供ネットワークシステムを利用した、他の情報保有機関との情報連携が開始される。情報連携開始後は、これまで必要とされていた一部の添付書類が不要となり、システムを介して必要情報を取得することとなる。また、他の情報保有機関からの照会に応じて、各団体が保有する情報の提供も行う必要があるため、中間サーバーへのデータ登録等（場

合によっては、手動で情報提供を行うことも想定される)が行われることとなる。

これに伴い、各保険者においては、情報連携を踏まえた業務対応が必要となる。当該期間までの準備については、後日お示しする。

#### 4. 番号利用事務の洗い出しと業務マニュアルの見直し

##### (1) 業務マニュアルの見直し

個人番号を利用することになる事務を洗い出し、現在使用している市町村独自の業務マニュアルに個人番号を利用する箇所を追記すること。その際、

(2)を参考にするとともに、マニュアル修正の際は、以下の点等に留意すること。

- ・個人番号を利用・確認する時点の追加
  - ・情報連携で入手することになる情報は、文書照会・添付書類での確認からシステム間情報連携へフローを変更(平成29年7月まで)
  - ・番号制度導入に伴い業務処理の標準化、効率化の余地がないか など
- なお、5.のとおり個人番号の取扱いには厳格なルールが規定されているので、見直し後業務フローが取扱いガイドラインに遵守しているか、確認すること。

##### (2) 個人番号を利用する事務について

- ※ 全ての手続及び取得できる情報については、デジタルPMOにある「主務省令事項の整理」を確認すること。
- ※ 現時点での記載であることに留意。

##### ① 第1号被保険者の資格取得・喪失関係事務

介護保険法第12条に基づく資格取得関係の届出については、個人番号記載欄を設け(詳細は(3)参照)、原則として個人番号を取得すること。

平成29年7月の情報連携開始後は、異動后市町村は、情報提供ネットワークシステムを通じて異動前市町村が有する要介護認定情報等を取得することができることとなるため、受給資格証明書等の発行が不要とできることを予定している。

※ 被保険者証等、被保険者に交付する証書に個人番号は記載しないことに留意。

##### ② 第2号被保険者の被保険者証の交付申請事務

介護保険法第12条第3項に基づく被保険者証の交付の申請については、個

人番号記載欄を設け（詳細は（3）参照）、原則として個人番号を取得すること。

平成29年7月の情報連携開始後は、市町村は、情報提供ネットワークシステムを通じて被保険者の医療保険の資格情報を取得することができることとなるため、被保険者による医療保険証の提示が不要となることを予定している。

※ 被保険者証等、被保険者に交付する証書に個人番号は記載しないことに留意。

### ③ 保険料の賦課事務

介護保険法第129条に基づく保険料の算定等の保険料賦課事務に個人番号を利用することとしており、具体的には、検索・管理等での利用が考えられるため、適宜活用すること。

平成29年7月の情報連携開始後は、市町村は、情報提供ネットワークシステムを通じて、保険料賦課要件の確認をすることを予定している。

※ 高額介護（予防）サービス費の支給事務、（特例）特定入所者介護（予防）サービス費の支給事務、調整交付金の算定事務等については、保険料の賦課事務に伴い取得した地方税関係情報を活用することが基本となる。

### ④ 保険料の減免事務

介護保険法第142条に基づく第1号被保険者の保険料の減免については、申請書受付時に個人番号を取得することが考えられる。（詳細は（3）参照）また、当該事務においては、個人番号を利用することとしており、具体的には、検索・支給管理等での利用が考えられるため、適宜活用すること。

平成29年7月の情報連携開始後は、市町村は、情報提供ネットワークシステムを通じて、支給要件の確認を行うことを予定している。

※ 保険料の減免事務の具体的内容については、条例に委任しているため、条例にて申請書記載事項を定めている場合は、申請書へ個人番号を記載する旨を規定する条例の改正を行う可能性が考えられる。ただし、当該事務で番号を利用する根拠については、番号利用法やそれに基づく主務省令に規定されているため、条例に委任されている事務であるとの理由で改めて市町村で条例を定める必要はない。

⑤ 高額介護（予防）サービス費の支給事務

介護保険法第 51 条及び第 61 条に基づく高額介護（予防）サービス費の申請については、個人番号記載欄を設け（詳細は（3）参照）、原則として個人番号を取得すること。また、当該事務においては、個人番号を利用することとしており、具体的には、検索・支給管理等で利用が考えられるため、適宜活用すること。

平成 29 年 7 月の情報連携開始後は、市町村は、情報提供ネットワークシステムを通じて、支給要件の確認を行い、支給決定通知を発行することを予定している。

※ 支給決定通知に個人番号は記載しないことに留意。

⑥ 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給事務

介護保険法第 51 条の 2 及び第 61 条の 2 に基づく高額医療合算介護（予防）サービス費の申請については、個人番号記載欄を設け（詳細は（3）参照）、原則として個人番号を取得すること。また、当該事務においては、個人番号を利用することとしており、具体的には、自己負担額証明書の交付、医療保険者からの通知の受理、支給額通知の発行の際の検索・支給管理等への利用が考えられるため、適宜活用すること。

平成 29 年 7 月の情報連携開始後の個人番号の活用については、追ってお示しする。

※ 自己負担額証明書や支給額通知に個人番号は記載しないことに留意。

⑦（特例）特定入所者介護（予防）サービス費の支給事務

介護保険法第 51 条の 3 及び第 61 条の 3 に基づく（特例）特定入所者介護（予防）サービス費の申請、再交付申請、特定入所者の負担限度額にかかる特例の申請については、個人番号記載欄を設け（詳細は（3）参照）、原則として個人番号を取得すること。また、当該事務においては、個人番号を利用することとしており、具体的には、検索・支給管理等への利用が考えられるため、適宜活用すること。

平成 29 年 7 月の情報連携開始後は、市町村は、情報提供ネットワークシステムを通じて、支給要件の確認を行い、認定証を発行することを予定している。

※ 認定証に個人番号は記載しないことに留意。

⑧ 負担割合判定等の事務

介護保険法施行規則第 28 条の 2 に基づき発行される負担割合証の発行や再交付においては、個人番号を利用することとしており、具体的には検索・管理等への利用が考えられるため、適宜活用すること。なお、再交付申請については、個人番号記載欄を設け、原則として個人番号を取得すること。

平成 29 年 7 月の情報連携開始後は、市町村は、情報提供ネットワークシステムを通じて、負担割合の判定を行い、負担割合証を発行することを予定している。

※ 負担割合証に個人番号は記載しないことに留意。

⑨ 保険料滞納者に係る支払い方法の変更に係る事務

介護保険法第 66 条に基づき行われる保険料滞納者に係る支払い方法変更に個人番号を利用することとしており、具体的には、検索・管理等への利用が考えられるため、適宜活用すること。なお、保険料滞納者に係る支払方法変更の記載の削除申請の際には、申請書に個人番号を記載することが考えられる。(詳細は(3)参照)

平成 29 年 7 月の情報連携開始後は、市町村は、情報提供ネットワークシステムを通じて、被保険者の生活保護受給者情報等の確認をすることを予定している。

⑩ 保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等に係る事務

介護保険法第 69 条に基づき行われる保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等に個人番号を利用することとしており、具体的には検索・管理等での利用が考えられるため、適宜活用すること。なお、保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情があることの申請の際に申請書に個人番号を記載することが考えられる。(詳細は(3)参照)

平成 29 年 7 月の情報連携開始後は、市町村は、情報提供ネットワークシステムを通じて、被保険者の生活保護受給者情報等の確認をすることを予定している。

⑪ 第 2 号被保険者の保険給付の一時差止の確認

介護保険法第 68 条に基づき行われる第 2 号被保険者の保険給付の一時差止に個人番号を利用することとしており、具体的には、検索・管理等での利用が考えられるため、適宜活用すること。

平成 29 年 7 月の情報連携開始後は、市町村は、申請の際に被保険者に医療保険証の提示を求めている場合、情報提供ネットワークシステムを通じて、被保険者の医療保険の資格情報を取得することができることとなるため、被保険者による医療保険証の提示が不要となることを予定している。

⑫ 旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給

介護保険法施行法第 13 条に基づく旧措置入所者に対する施設介護サービス費の申請の際に申請書に個人番号を記載することが考えられる。(詳細は(3)参照)。また、当該事務においては、個人番号を利用することとしており、具体的には、検索・支給管理等での利用が考えられるため適宜活用すること。

平成 29 年 7 月の情報連携開始後は、市町村は、情報提供ネットワークシステムを通じて、支給要件の確認を行い、認定証を発行することを予定している。

※ 認定証に個人番号は記載しないことに留意。

⑬ 福祉の措置等に関する事務

老人福祉法第 10 条の 4 及び第 11 条に基づく福祉の措置に関する事務や同法第 28 条に基づく費用の徴収に関する事務等について、個人番号を利用することとしており、具体的には、検索・管理等での利用が考えられるため、適宜活用すること。また、同法第 11 条第 1 項第 1 号に基づく養護老人ホームへの入所措置について、老人福祉法施行令第 6 条第 1 号に規定する経済的理由(生活保護の受給)を確認すること等に利用することとしている。

平成 29 年 7 月の情報連携開始後は、措置実施者は、情報提供ネットワークシステムを通じて、福祉の措置等に関する事務を行うことを予定している。

⑭ 特例居宅介護(予防)サービス費の支給

介護保険法第 42 条又は第 54 条に基づく特例居宅介護(予防)サービス費の支給申請の際に申請書に個人番号を記載することが考えられる。また、当該事務においては、個人番号を利用することとしており、具体的には、検索・支給管理等での利用が考えられるため、適宜活用すること。

⑮ 特例地域密着型介護(予防)サービス費の支給

介護保険法第 42 条の 3 又は第 54 条の 3 に基づく特例地域密着型介護(予防)サービス費の支給申請の際に申請書に個人番号を記載することが考えられる。また、当該事務においては、個人番号を利用することとしており、具体的には、検索・支給管理等での利用が考えられるため適宜活用すること。

⑯ 特例居宅介護（介護予防）サービス計画費の支給

介護保険法第 47 条又は第 59 条に基づく特例居宅介護（介護予防）サービス計画費の支給申請の際に申請書に個人番号を記載することが考えられる。また、当該事務においては、個人番号を利用することとしており、具体的には、検索・支給管理等での利用が考えられるため適宜活用すること。

⑰ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給

介護保険法第 44 条又は第 56 条に基づく居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請の際に申請書に個人番号を記載することが考えられる。（詳細は 3）また、当該事務においては、個人番号を利用することとしており、具体的には、検索・支給管理等での利用が考えられるため、適宜活用すること。

⑱ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給

介護保険法第 45 条又は第 57 条に基づく居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請の際に申請書に個人番号を記載することが考えられる。（詳細は 3）また、当該事務においては、個人番号を利用することとしており、具体的には、検索・支給管理等での利用が考えられるため、適宜活用すること。

⑲ 地域支援事業に係る事務

介護保険法第 115 条の 45 に基づく地域支援事業に関する事務については、番号法別表第 1 の主務省令において、個人番号が利用できる事務として規定されているが、具体的な事業の内容や事務処理が各市町村の裁量に委ねられているという性質上、一律に、個人番号の利用を求めるのは現実的ではなく、市町村がそれぞれの実情に応じて、個人番号の利用の要否を判断することとすることが適当である。したがって、地域支援事業に関する以下の事務・手続きについては、各自治体において、個人番号を利用するか否か判断し、事務内容や処理状況等を踏まえ、適宜活用すること。

イ 地域支援事業の利用開始手続

ロ 地域支援事業の利用料に係る事務

ハ 介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合判定等の事務

ニ 介護予防・日常生活支援総合事業における高額介護（予防）サービス費相当事業及び高額医療合算介護（予防）サービス費相当事業の支給手続

※ 介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金の算定事務については、介護保険法第 129 条に基づく保険料賦課事務において取得している地方税関係情報を活用することが基本となる。

⑳ 要介護認定等に係る申請事務

介護保険法第27条、第28条、第29条、第32条、第33条及び第33条の2に基づく要介護認定等に係る申請書類については、個人番号記載欄を設け（詳細は（3）参照）、原則として個人番号を取得すること。また、当該事務においては、個人番号を利用することとしており、具体的には、検索・認定情報管理等での利用が考えられるため適宜活用すること。

平成29年7月の情報連携開始後は、市町村は、情報提供ネットワークシステムを通じて、要介護等の認定時に確認が必要な情報を取得し、当該事務に活用することを予定している。

㉑ 介護給付等対象サービスの種類の指定変更申請事務

介護保険法第37条第2項に基づく介護給付等対象サービス種類の指定変更申請書類の受付時に個人番号を取得すること。また、当該事務においては、個人番号を利用することとしており、具体的には、検索・認定情報管理等での利用が考えられるため適宜活用すること。

平成29年7月の情報連携開始後は、市町村は、情報提供ネットワークシステムを通じて、介護給付等対象サービスの種類について審査及び判定時に確認が必要な情報を取得し、当該事務に活用することを予定している。

○地方税関係情報を照会する場合の留意点

第2号被保険者の配偶者や世帯構成員について、情報連携及び庁内連携により地方税関係情報を取得する場合は、別途その者の同意を得る必要があり、この方法としては、例えば、申請書にその者の同意欄等を設けること等が考えられる。

(3) 様式改正

① 規則において申請書等の記載事項を規定しているもの等であり、平成28年1月以降個人番号が記載事項に追加されるものは以下のとおりである。

●マークのものについては、様式例を通知等でお示ししているものであり、平成27年9月29日付けで様式例を改正しているため、参照されたい。

- ・「介護保険資格取得・異動・喪失届」
- ・「介護保険 被保険者証交付申請書」
- ・「介護保険 被保険者証等再交付申請書」
- ・「介護保険 住所地特例 適用・変更・終了届」
- ・「介護保険 高額介護（予防）サービス費支給申請書」
- ・「介護保険特定負担限度額認定申請書」

(旧措置入所者に関する認定申請)

- 「介護保険負担限度額認定申請書」
- 「基準収入額適用申請書」
- 「高額医療合算介護（予防）サービス費支給申請書」
- 「介護保険 要介護認定申請・要支援認定 要介護更新認定・要支援更新認定 申請書」
- 「介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書」
- 「介護保険 サービスの種類指定変更申請書」
- 「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」
- 「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」
- 「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」

② 以下の申請書様式については、申請書等の記載事項が規則で定められておらず、様式例も通知等でお示ししていないものであるため、今般個人番号を追加した様式例をお示しする予定はない。ただし、以下の申請書についても、個人番号欄を追記することが考えられる。

- ・ 「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」
  - ・ 「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書」
  - ・ 「介護保険居宅介護（予防）サービス費等支給申請書（償還払用）」
  - ・ 「介護保険特例サービス費等支給申請書（受領委任）」
  - ・ 「介護保険料減免・徴収猶予申請書」
  - ・ 「介護保険利用者負担額減額・免除申請書」
  - ・ 「介護保険支払い方法変更（償還払い）終了申請書」
  - ・ 「介護保険給付額減額免除申請書」
  - ・ 「介護保険利用者負担額減額・免除等申請書」
- (旧措置入所者に関する認定申請)

## 5. ガイドラインの遵守

個人番号の取扱いに関しては、法律で規定された目的以外の利用の禁止、保管制限・廃棄（地方公共団体が保有する個人番号が記載された文書については、各地方公共団体が定める文書管理に関する規定等に基づき、保存期間満了日まで保存することとなっているが、該当期間を経過した場合には、番号法上、原則として、個人番号が記載された文書をできるだけ速やかに廃棄しなければならない。）など厳格なルールが決められている。詳細については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公

共団体等編)」（特定個人情報保護委員会）を参照の上、各地方公共団体で行う個人番号を取り扱う事務がガイドラインに遵守しているか確認すること。特に、個人番号が記入されている申請・届出を受け付ける場合の本人確認の措置については、住民との接点となる部分であるため十分留意すること。

なお、個人番号を取り扱う事務を事業者へ委託する場合、地方公共団体は、委託先に対する監督責任があること、また、当該委託先が再委託をする場合は地方公共団体の許諾が必要であり、再委託を許諾した場合においては、再委託先に対する監督責任も発生することに留意すること。

委託を行う際は、委託先において、番号利用法に基づき当該地方公共団体等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならないとされており、さらに委託契約の締結については、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定を盛り込むとともに、地方公共団体等において必要があると認めるときは委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込まなければならないと示されている。国保連合会との保険者事務共同処理業務に係る委託契約（高額医療合算介護（予防）サービス費）は、各国保連と管内介護保険者で協議し様式を定めており、統一されていない。この状況は、個人番号を利用する国民健康保険及び障害福祉においても同様である。保険者・市町村と国保連の間で、個人番号の授受及び個人番号の授受にて得た情報を用いた委託業務に係る契約を全国統一の様式にて別途締結すべきか否か検討中であり、今後特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに規定された内容を盛り込んだ契約例をお示しする予定としている。

（ガイドライン掲載先：特定個人情報保護委員会ホームページ）

<http://www.ppc.go.jp/>

## 6. 個人番号導入に伴う配慮について

### （1）申請書受付時の配慮

介護保険給付の申請書等に個人番号を記載することは、法令に基づく義務であるため、基本的には、申請等を行う者（以下「申請者等」という。）に申請書等への個人番号の記載を求めることとなるが、申請者等が高齢であることにも鑑み、申請受付時等の対応については、以下のとおりとすること。

- 各種申請については、原則として個人番号の記載を求めることとなるが、その際、申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと。
- 同一の給付の2回目以降の申請等の際には、保険者において初回の申請により当該申請者の個人番号を既に保有していると確認できる場合には、申請窓口において個人番号の記載を求めないこととしても差し支えないこと。
- 高額介護サービス費の支給等について、申請書の記載内容の工夫などにより実質的な申請は初回時のみで足りるようにしている場合において、番号制度の施行以前に既に初回時の申請が行われている者については、改めて番号の記載された申請書の提出を求める必要はないこと。
- 住民基本台帳法第22条から第24条、第25条、第30条の46又は第30条の47の規定による届出を介護保険法第12条第1項の規定による届出があったものとみなすときは、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワークを用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと。

## (2) 本人確認の措置における配慮

個人番号を利用する事務において、本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号が正しいこと（番号確認）や、現に手続きを行っている者が当該個人番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行わなければならない。

### ① 本人による申請の場合

本人が自ら申請を行う場合、保険者等で申請書を受け付ける際等に、(ア) 本人の番号、(イ) 本人の身元の2つを確認する必要がある。それぞれの場面で必要となる書類は下記のとおりである。（別添1参照）

#### (ア) 番号確認

本人の個人番号カード、本人の通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写し等によって行われる。これらが困難な場合は、保険者等において、地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳ネットワーク）への確認や、住民基本台帳の確認等によって番号確認をすることが可能である。

(イ) 身元確認

本人の身元確認は、

- (i) 個人番号カード
- (ii) 運転免許証 等
- (iii) 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの ((a) 氏名、(b) 生年月日又は住所が記載されているもの)

などによって確認することとなる。これらによる確認が困難な場合には、公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類を2つ以上提出させることにより確認する。(介護保険被保険者証と負担割合証等)

② 代理人による申請の場合

代理人が申請を行う場合、保険者等で申請書を受け付ける際等に、(ア) 代理権、(イ) 代理人の身元、(ウ) 本人の番号の3つを確認する必要がある。それぞれの場面で必要となる書類は下記のとおりである。(別添1参照)

(ア) 代理権の確認

代理権の確認は、法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類、任意代理人の場合は委任状によって行われるが、これらが困難な場合は、本人の介護保険被保険者証など官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の保険者が適当と認める書類で確認することとなる。

(イ) 代理人の身元確認

代理人の身元確認は、

- (i) 代理人の個人番号カード、運転免許証 等
- (ii) 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示等の措置が施され、保険者が適当と認めるもの ((a) 氏名、(b) 生年月日又は住所が記載されているもの) (居宅介護支援専門員証等)

などによって確認することとなる。これらによる確認が困難な場合には、公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類を2つ以上提出させることにより確認する。

(ウ) 本人の番号確認

本人の番号確認は、原則として、本人の個人番号カード（又は写し）、本人の通知カード（又は写し）、本人の個人番号が記載された住民票の写し等によって行われるが、これが困難な場合は、保険者等において、地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳ネットワーク）への確認や、住民基本台帳の確認等によって確認することが可能である。

### ③ ①②以外の場合

#### ア 代理権の授与が困難な被保険者に係る申請を行う場合

本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合等には、申請書に個人番号を記載せずに受け付けること。

#### イ 代理権のない使者による申請の場合

本人の代わりに使者が申請書の提出を行っただけに過ぎない場合は、個人番号が使者に見えないよう、申請書を封筒に入れて提出する等の措置を行わせること。また、この場合、使者が利用者本人に代わって申請書等に個人番号を記載することはできないこと。

また、提出を受け付ける際は、本人から郵送により個人番号の提供を受ける場合と同様の本人確認措置を行うこと。

### （3）留意事項

郵送による提出の場合は、本人確認のための書類は、写しにより申請を受け付けて差し支えないこと。

## 7. 市町村独自利用事務における個人番号の利用について

一定の手続きを行うことで、番号利用法別表第一に規定されていない市町村独自利用事務についても個人番号の利用や個人番号を利用した情報連携が可能である。

### （1）個人番号の利用

市町村独自利用事務で個人番号を利用するためには、番号利用法第9条第2項の規定により、当該事務が福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であり、個人番号を利用しようとする市町村において条例に規定されている必要がある。

### （2）情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携

情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が可能である市町村独自利用事務は、具体的には、次の①②③全ての条件を満たすものである。

- ① 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合
  - ア 独自利用事務の対象者が、おおむね 65 歳以上の者又はおおむね介護保険法第 2 条第 1 項に定める「要介護状態又は要支援状態の者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合（なお、介護者に介護用品等を支給する場合であって、当該事務の効果が要介護者に明らかに及ぶ場合を含む。）
  - イ 独自利用事務の目的が、対象者の保健医療の向上又は福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「保健の向上」、「福祉の増進（向上）」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

- ② 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：

- ア 高齢者の医療費助成に関する事務
  - イ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務（社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業等）
  - ウ 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))
  - エ 上記アからウまでのいずれかに類する事務
- ※ 介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

- ③ 独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する者が、法定事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当する者であり、かつ、独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲が、法定事務において提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部である場合

これらの事務について個人番号を利用する際には、

1. 特定個人情報保護委員会に事前登録を行う。(※平成27年10月まで)
2. 市町村において個人番号を利用する事務を条例に規定する。(※平成28年3月まで)(予定)
3. 特定個人情報保護委員会に正式な届出を行う。(※平成29年7月から情報連携を行うには、条例に規定した上で、届出を行う必要がある)

の3つの作業が必要となる。

※括弧内の日程は、平成29年7月の情報連携を希望する場合

※独自利用事務で情報連携を利用する場合のスケジュールについては、特定個人情報保護委員会からの情報を随時確認すること。

情報連携の対象となる独自利用事務の事例については、「情報連携の対象となる番号法第9条第2項の条例で定める事務(独自利用事務)の事例等について」(平成27年8月6日付け特定個人情報保護委員会資料)(別添2)を参照されたい。

1、3については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」に基づく情報連携に関するQ&A(平成27年10月26日時点)(別添3)を参照するとともに、特定個人情報保護委員会からの情報を随時確認されたい。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)に基づく情報連携に関するQ&A(平成27年10月26日時点)」より抜粋

#### 4 登録、届出等の手続きに関する質問

Q4-2 事前登録をした場合、必ず届出をしないといけないですか。検討の結果、最終的に届出をしないという対応は可能ですか。

A4-2 可能です。あくまで、現時点での意思確認になります。

Q4-3 事前登録期間を超過してしまった後、検討の結果、やはり届出をするという対応は可能ですか。

A4-3 システムの都合上難しい可能性が高いと考えられますので情報連携を前向きに検討している独自利用事務については、幅広く事前登録していただければと思います。

Q4-4 事前登録は一度だけですか。

A4-4 詳細については関係省庁と協議中です。

## 8. 特定個人情報保護評価

番号法第27条では、行政機関の長や地方公共団体の機関等が、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することとされている。このため、保険者では、介護保険関係事務においても個人番号を含む特定個人情報ファイルを保有することになるため、当該事務に関して特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施する必要がある。また、国保連に事務を委託するにあたり、特定個人情報ファイルを引き渡す場合には、国保連の担当者数を取扱者数に計上するなどの留意が必要となる。特定個人情報保護評価書作成に当たっては、以下を参照されたい。

- ・ 特定個人情報保護委員会の HP（特定個人情報保護評価指針の解説）

<http://www.ppc.go.jp/enforcement/assessment/description/>

- ・ 介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価の適切な実施について（平成27年12月15日付け事務連絡）

## 9. Q&A

平成26年度に開催された全国介護保険担当課長会議、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において自治体から寄せられた質疑等について、Q&Aを作成したので、業務の参考とすること。

問1 介護保険においてマイナンバーを管理する対象者は、要介護認定者のみか、被保険者全体か。

（答）

被保険者全体である。

問2 「申請書記載事項を省令や通知等で定めてはいないが、個人番号欄の追記が考えられる申請書」については、そもそも様式の導入が市町村判断のものもあり、さらにその様式中に個人番号の記載を求めるかどうかは市町村判断と考えられる。ついては、これらの様式を導入せずに運用している市町村についてまで、個人番号欄を追加した様式の導入を一律に求められるものではないと理解してよいか。

（答）

貴見のとおり。

問3 居宅介護支援事業者の職員や施設職員などが申請代行を行う場合、これらの者が被保険者の個人番号を知り得ることになるが、個人番号の漏洩や悪用を防ぐためにどのような方策があるのか。

(答)

事業所が、本人の委任を受け、マイナンバーを記載事項に含む申請書の代理申請を行うことは可能。この場合、代理人は代理権の範囲内（申請行為の授権のみ）で業務を行っているに過ぎないため、これを超える範囲で個人番号を取り扱うことは認められないことについて周知する（平成27年12月15日事務連絡）。

たとえば、本人の委任の範囲を超えて、申請時に視認したマイナンバーを控えて事業所にストックしておくことや、それを利用して保険者に資格確認を行うことなどは許されず、違反をした場合、特定個人情報保護委員会の措置命令やそれに背いた場合の罰則の対象となる可能性もある。

問4 番号制度において、地方公共団体が条例で規定した場合には、個人番号を独自に利用できることとなっている（番号法第9条第2項）。地方公共団体で、「社会保障」分野の独自利用をするため、既存システムの改修をした場合、国庫補助金の対象となるのか。

(答)

国で予算案に計上したのは、全国一律で行う番号法別表の事務※に係る改修のみであり、各自治体の独自利用分までは計上できていない。

補助額の全体枠があるため、独自利用分については、国庫補助対象外となる。

※詳細は社会保障・税番号制度（社会保障分）地方公共団体向け補助対象システム一覧（対象システム一覧（平成26年7月10日情報政策担当参事官室）を参照のこと。

（社会保障・税番号制度導入のためのシステム改修支援Q&A（平成27年8月31日版）厚生労働省情報政策担当参事官室 より出典）

問5 公的年金からの特別徴収（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険）においても、情報提供ネットワークシステムを利用した方式に改修する必要があるのか。

(答)

現在、特別徴収で行われている、市町村と年金機構間の通知の仕組みは、今後も維持されるものであり、当面は、情報提供ネットワークシステムで照会する方式とする予定はない。

（特別徴収事務においては、当面、個人番号を利用しない。）

(社会保障・税番号制度導入のためのシステム改修支援Q&A (平成27年8月31日版) 厚生労働省情報政策担当参事官室 より出典)

## 10. 参考資料

### (1) 番号制度導入準備説明資料

本事務連絡の他、「地方公共団体（社会保障分野）における社会保障・税番号制度の導入に向けた対応について」を参照の上、導入準備を進めること。

### (2) 個人番号制度に関する法令

個人番号制度について定めた関係法令等は、以下の通りである。(詳細については、内閣官房のHPを参照のこと)

#### 【法律】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）

- ・番号法別表第1⇒個人番号を利用できる事務を定めている
- ・番号法別表第2⇒個人番号を利用して情報連携が可能な事務を定めている

#### 【政令】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（マイナンバー法施行令）

#### 【省令】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（マイナンバー法施行規則）

#### 【命令】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（番号法別表第一主務省令）

⇒番号法別表第1に定められた事務

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（番号法別表第二主務省令）

⇒番号法別表第2に定められた事務及び情報

### (3) デジタルPMO（※）に掲載されている資料

- ・社会保障各分野における番号利用・情報連携の概要（各分野の代表的な手続における番号利用等の概要を図示してわかりやすくしたもの）

- ・ 番号法別表第 1 及び第 2 に規定される主務省令事項の整理について（個人番号を利用する具体的な事務・手続や情報連携を行う具体的な事務・手続を網羅的に表したもの）
- ・ 特定個人情報データ標準レイアウト（特定個人情報毎に情報提供者、データ定義及び当該特定個人情報を使用する事務手続の対応を整理したもの）
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（前述）
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（前述）
- ・ 番号制度施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（個人番号の取得・確認を行うため、申請様式等に個人番号を追加する等の改正を行う厚生労働省関係の省令をまとめたもの）
  - ※ 省令は、下記ページ参照  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140580&Mode=2>
- ・ 業務フローサンプルファイル（代表的な事務の個人番号利用後の業務フローの一例）

(※) デジタル PMO とは

内閣官房社会保障改革担当室が社会保障・税番号制度に関する情報の共有等を目的としたコミュニケーションツール（デジタル PMO）を平成 26 年 5 月 30 日より開設している。

デジタル PMO の利用に必要なアカウント（ID、パスワード）を把握していない場合やアカウントがない等、現在デジタル PMO を利用できる状況にない場合は、早急に地方公共団体の番号制度主管課に確認を行い、介護保険担当者もデジタル PMO を利用できるようにしておくこと。

デジタル PMO のアカウントは、システム業者に対しても発行可能となっているので、アカウントを所有していない場合は発行を依頼すること。

また、番号制度に関する問合せは、政府内で一元管理する観点から、このデジタル PMO のテクニカルサポートを利用して、問い合わせること。

テクニカルサポートで受け付けた質問への回答については、個別内容を除き、デジタル PMO 内の FAQ で共有することとしている。また、システムベンダーから番号制度に関する問い合わせがあった場合は、地方公共団体職員を経由して問い合わせること。（※システムベンダーからデジタル PMO へ問い合わせる機能がないため。）

なお、厚生労働省補助金に関する問合せのみ、当省情報政策担当参事官室あてへ問い合わせること。

**【番号制度に関する問合せ先】**

厚生労働省補助金に関すること : [bangoujyunbi@mhlw.go.jp](mailto:bangoujyunbi@mhlw.go.jp)

上記以外 : 内閣官房テクニカルサポート

<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/users/> → FAQ

**※資料提供場所**

本事務連絡及び関連資料は、デジタル PMO の以下のページから参照可能である。

<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/524>

# 本人確認の措置

別添1

※ 主に想定されるものを抜粋

## 【Ⅰ. 本人から個人番号の提供を受ける場合】

	番号確認	身元(実存)確認
対面・郵送(注)	<p>① 個人番号カード【法16】</p> <p>② 通知カード【法16】</p> <p>③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書【令12④】</p>	<p>① 個人番号カード【法16】</p> <p>② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則1①一、則2一】</p> <p>③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)【則1①二、則2二】</p>
	<p>④ ①から③までが困難であると認められる場合【則3④】</p> <p>ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)</p> <p>イ 住民基本台帳の確認(市町村長)</p> <p>ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。</p> <p>エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)</p> <p>※ 個人番号利用事務等実施者が発行等する書類などを想定。</p>	<p>④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則1①三、則3②】</p> <p>ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p> <p>イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)</p>

## 【Ⅱ. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合】

	代理権の確認	代理人の身元(実存)の確認	本人の番号確認
対面・郵送(注)	<p>① 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類【則6①一】</p> <p>② 任意代理人の場合には、委任状【則6①二】</p>	<p>① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則7①一】</p> <p>② 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)【則7①二】</p> <p>②' 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 商号又は名称、ii 本店又は主たる事務所の所在地、が記載されているもの)【則7②】</p>	<p>① 本人の個人番号カード又はその写し【則8】</p> <p>② 本人の通知カード又はその写し【則8】</p> <p>③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し【則8】</p>
	<p>③ ①②が困難であると認められる場合には、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類【則6①三】</p> <p>※ 本人の健康保険証などを想定。</p>	<p>③ ①②が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則9④】</p> <p>ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p> <p>イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)</p>	<p>④ ①から③までが困難であると認められる場合</p> <p>ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則9⑤一】</p> <p>イ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則9⑤二】</p> <p>ウ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則9⑤三】</p> <p>エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)【則9⑤四】</p> <p>※ 個人番号利用事務等実施者が発行する書類などを想定。</p>

(注) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出